

本当の行動メカニズムに適った技法と司法

平井慎二

1. 行動メカニズムの誤解が招く混沌

身体科の医療は臓器や神経、筋、骨、皮膚等を対象にして、その機能を阻害する変調を治療する。臓器等のもつ通常の性質や形状を基に、変調に関する情報を収集し、その原因の把握に務め、改善を図る。臓器等の通常の性質や形状については、日常の業務において意識していないが、それらは生命の誕生から現在までの進化の結果である。

精神科の医療は精神活動を対象にして、精神や身体に生じる不快な神経活動あるいは逸脱した行動を治療する。行動が生じるメカニズムに関しては、ヒトは前頭葉でさまざまな神経活動を統合して、思考して行動するものであるという漠然とした理解に基づいているようであるが、そこに問題がある。

生命には38億年もの進化の歴史があるにもかかわらず、精神科医療域の多くの技法は、わずか300万年ほど前に生まれた前頭葉を中心とする思考を標的にして、逸脱した行動を改善しようとする。つまり、現在の精神医学は進化を無視し、ヒトが行動する本当のメカニズムを正しく把握せず、誤解に基づいて、変調を捉え、それに対する治療技法を構成している。その結果、欲求を効果的に制御する技法はヒトの行動メカニズムを進化から捉えて基盤理論とする条件反射制御法に限られている。

精神科医療とその周辺の領域によるヒトが行動するメカニズムに関する誤解は、ヒトの逸脱した行動に強制力をもって働きかける刑事司法体系にも影響を及ぼしている。

刑事司法体系においては、判断能力の障害がある疾病に関しては一定の正当な対応が医療観察法の施行によりなされるようになった。一方で、刑事司法体系が対応する大きな割合が、薬物乱用や万引き、痴漢行為等の判断に従って行動する能力の障害が原因の一部になる違法行為でありながら、ヒトが行動するメカニズムに関する誤解があり、刑事司法体系の現在の実務では、反復性のある違法な行為を行った者が、著しい幻覚や妄想、興奮、精神発達遅滞、意識障害がなければ、その行為を意思で行ったとして刑罰で対応することを基本としている。現在、刑務所内に多くの累犯者を抱える不良な状況が継続中であり、この現実、刑事司法体系の各現場では規定の業務が厳正になされていると感じられることから、対応方針の構成に誤りがあることの証であろう。

2. ヒトの行動を構成する要素を表す用語に関する理解の改定

現在、ヒトの逸脱した行動の説明や対応の構成は、認知や意思、動機、記憶などの言葉でなされることが多い。

それらの言葉が表すところは、環境からヒトが刺激を受け、第一信号系と第二信号系が反応し、相互に刺激しあいながら各作用が進み、行動が生じるまでの過程の途中に、意識に上り、第二信号系により観察され、解釈されて言語化された神経活動、あるいは、それらに基づいた計画の内容や計画の根拠として言語化された神経活動である。

従って、認知や意思、動機、記憶などを用いて、ヒトの行動を分析すれば、ヒトの行動の2つの中枢の1つである第一信号系の作用を検討の材料にしておらず、不十分

なものとなり、逸脱行動への対応も効果が限定される。これが、前項で示した反復する逸脱行動への多くの対応法において効果が限られている理由である。

やめることを決意した行動をやめられない状態に陥っているヒトの第一信号系においてその行動を司る反射連鎖が過剰に作動する状態があるので、対応ではそれに直接に働きかけるべきである。また、社会生活を円滑に進める反射の成長が不十分な者には、生活訓練を与えるべきである。

一方で、行動には第二信号系も大きく影響するので、第二信号系へのはたらきかけも忘れてはならない。これらには、過去の行動に対する反省、未来の計画、さまざまな教育、反社会的行動への罰の設定と実施などを用いる。

反復する行動に対応する者達は、用いる働きかけの標的が第一信号系か第二信号系かを意識し、いずれにも必要な対応がなされているかに注意しなければならない。

3. 一般予防と特別予防に効果的な刑事司法体系への変革

反復性のある問題行動を行う者を減じるためには、一般人に対してその問題行動を始めさせないための一般予防、並びに既にその問題行動を行っている者に対してその問題行動をやめさせ、再開しないようにするための特別予防（＝回復）の両方に効果を上げることが、刑事司法体系の目的であり、期待される。

一般予防に効果を上げるためには、一般人の第二信号系に対して、その問題行動を開始しないための教育を行うこと、ならびに、その問題を行う者に対して刑罰を与えることを周知し、実行することである。この点においては現在の日本の刑事司法体系は相当な程度に効果を上げている。その効果を保ちながら、もう一つの予防である特別予防にも効果を上げられるように変革が求められる。

特別予防（＝回復）に効果を上げるためには、問題行動を行っている者の第一信号系に対して、その問題行動を再現する反射連鎖を抑制する治療を提供することは必須であり、また、必要に応じて、円滑な社会生活を成立させる行動を司る反射連鎖を成長させる生活訓練を提供しなければならない。また、社会内で問題行動を行っている者の第二信号系に対して治療や必要な生活訓練を受けることを促し、検挙した者には治療や生活訓練の怠りに刑罰を与え、治療や生活訓練を強制しなければならない。

従って、反復性のある問題行動への対策は、まずは、反復性のある問題行動が生じる一時点においてはその問題行動を司る反射連鎖が過剰に作動し、第二信号系の制御を越えて行動として生じるという疾病性があり、経過においてはその発現を第二信号系が許したことあるいは治療や訓練を求めなかったことがあるということが知識として広く普及しなければならない。それに基づき、かかわりやすい態勢をもつ治療施設や生活訓練施設等を充足させ、反復性のある問題行動を規制の対象としなければならない。

その上で、刑事司法体系は反復性のある問題行動を厳正に検挙し、対象者を慎重に評価して、過不足のある第一信号系の反射には治療や生活訓練を強制し、同時に、問題行動の発現を許す選択をした第二信号系の作用、また、検挙前のあるいは強制に反して治療や生活訓練を求めない選択をした第二信号系の作用には刑罰を与えるべきである。